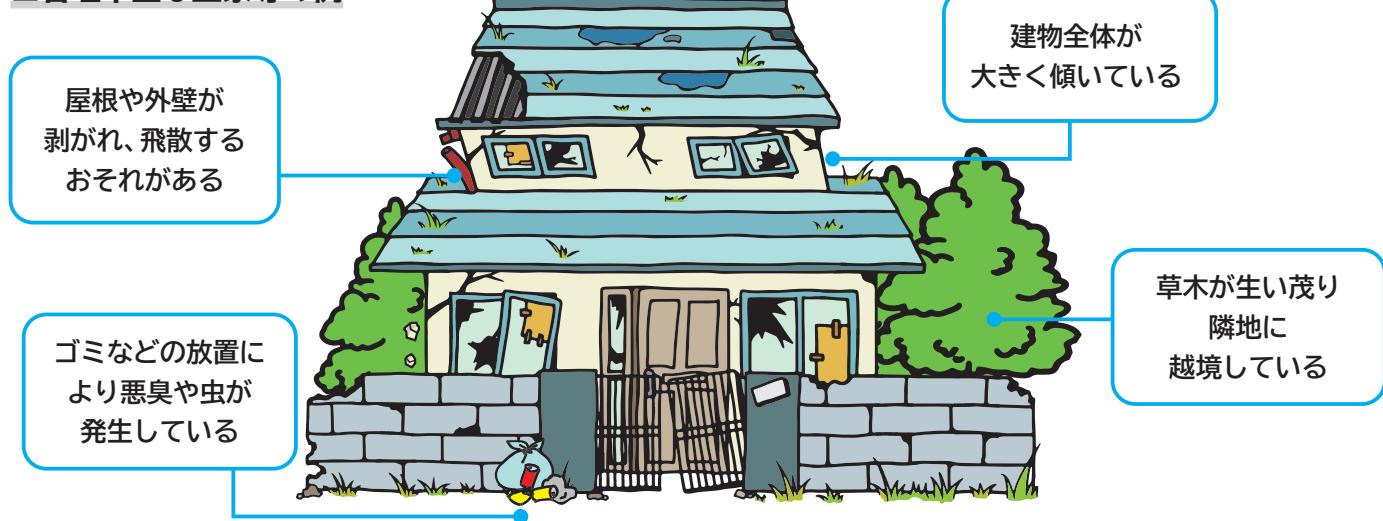


# 空家等の適切な管理をお願いします

市街地整備課 43-2824 市ホームページ内で「空き家」を検索

管理不全な空家等とは、適切な管理がなされておらず、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている、または及ぼすおそれのある建築物や附属工作物のうち、使われていないものおよびその敷地をいいます。3年3月に策定した八戸市空家等対策計画では「管理不全な空家等への対応」を基本方針の一つに掲げ、関係法令などに基づき、次のような状態が解消されるよう対応しています。

## ■管理不全な空家等の例



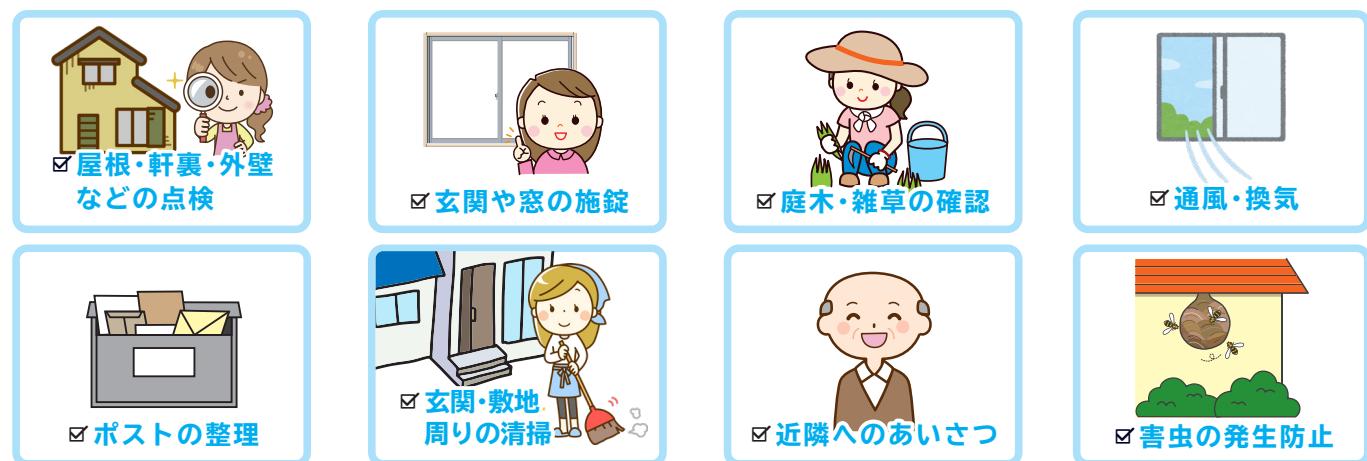
## 空家等の適切な管理は所有者等の責務です

空家等は、所有者または管理者(所有者等)の財産です。空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)では、所有者等は、空家等の適切な管理に努めるものとされています。また、民法でも、所有者等の管理が不適切だったために他人に損害を与えたときは、損害賠償責任を負うこととされています。

通行人や近隣住民などに危害が及んでしまう前に、日ごろから定期的に空家等の状態を点検し、適切に管理してください。

## ■主な点検・お手入れのチェックポイント

＼空家等の管理でお困りの場合は、ご相談ください！／



※近所の人に緊急時の連絡先を  
伝えておきましょう

## ■空家等が原因でお困りの場合は、情報を寄せください

管理の不十分な空家等があり、周りに迷惑が掛かっている、または掛けりそうなときは、市までご連絡ください。連絡があった場合、関係課で実態調査を行い、所有者等に空家等の状態を伝えて適切な管理を促すほか、必要に応じて空家法の規定による指導などを行います。